

茅ヶ崎市記者発表資料
2025年3月28日
環境部環境事業センター 所長 富田 雄也
電話 0467(57)0200
経営総務部職員課 課長 島津 順
電話 0467(82)1111 内線 2569

職員の処分について

地方公務員法第29条第1項に基づき、令和7年3月28日付けで次のとおり処分を行いました。

1 職員の懲戒処分について

所属	環境部環境事業センター
職名	技能労務統括主査(自動車運転員)
年齢	59歳
非違行為の概要	令和7年2月2日午前自宅において焼酎220mlを飲酒した後、自家用車を運転して、同日午前10時34分頃、神奈川県高座郡寒川町田端716番地2付近で乗用車に追突し、乗用車の運転者及び同乗者に傷害を負わせたうえ、救護措置等を行わずに事故現場を立ち去ったもの。
処分内容	懲戒免職
処分年月日	令和7年3月28日

2 市長コメント

このたびの不祥事は、公務員としてはもとより、人としてあってはならないことであり、大変遺憾に思っております。また、市民の皆さまの信頼を大きく損なうこととなってしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後このような事態が発生しないよう、職員一人ひとりが公務員としての自覚を強く持ちながら行動し、市民の皆さまからの信頼を一日でも早く回復できるよう、職員の綱紀粛正と服務規律の徹底に全力を尽くしてまいります。